

山梨県公報

第二千九百九十八号

平成二十四年

一月二十六日

木曜日

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	一三三
山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	一三三
道路の区域変更(三件)	一三三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	一三四
建築基準法に基づく道路位置指定	一三五
公告	一三五
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一三五
換地処分の実施	一三五
企業局	一三五
米倉山太陽光発電所PR施設設置及び管理規程	一三五
山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程	一三六
その他	一三六
一般競争入札について(四件)	一三六

告示

山梨県告示第二十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十四年一月二十六日

山梨県総合県税事務局長 芦 沢 幸 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
駒井昭太郎	山梨県甲州市塩山上井尻二二九九番地	平成二十三年十一月三十日

山梨県告示第二十七号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十四年一月二十六日から適用する。

平成二十四年一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

1の表に次のように加える。

その他の機器又は設備	1時間	
ペイントスプレーローケータ	ナフンセー	1,290円
	真空加圧洗浄機	2,040円
	レーザー溶接機	2,040円
	3Dプリンター	8,570円

山梨県告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 県道
- 路線名 栗合成田線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市御坂町二之宮字小宮二六九四番の七地先から 笛吹市御坂町二之宮字小宮二六九五番の二先まで	八・四	八・五	八・八	三七・五
	八・八	八・八		

山梨県告示第二十九号

十八	同	同	同	同	同	同	同	七〇七番
十九	同	同	同	同	同	同	同	七〇七番地先国 有地
二十	同	同	同	同	同	同	同	七〇六番
二十一	同	同	同	同	同	同	同	七〇五番地先国 有地
二十二	同	同	同	同	同	同	堀の内	六九八番二地先 国有地
二十三	同	同	同	同	同	同	同	同
二十四	同	同	同	同	同	同	同	同
二十五	同	同	同	同	同	同	同	同
二十六	同	同	同	同	同	同	同	六九八番二地先 河川敷
二十七	同	同	同	同	同	同	同	同
二十八	同	同	同	同	同	同	同	六九八番二地先 国有地
二十九	同	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十四年一月二十六日
- 二 指定道路の位置
笛吹市春日居町桑戸字金塚三三三番四、三三三番六、三三三番八
- 三 指定道路の幅員
最大四・一三メートル 最小四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
二五・四六メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年一月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人障がい者のアイデアを守る会
 - 2 代表者の氏名 本郷 隆之
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町大井ヶ森九百五十七番地百九
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、障がい者及びその支援者（障がい者の家族・障がい者を支援する者等）から情報収集（主にアイデア情報の収集）を行い、収集された情報を広く社会に発信する事業を行い、障がい者の生活や地位の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年一月十六日から同年三月十五日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県管中山間地域整備事業（茅ヶ岳北西地区津金工区）の換地処分を平成二十四年一月六日実施した。

平成二十四年一月二十六日

山梨県知事 横内正明

企 業 局

山梨県企業局管理規程第一号

米倉山太陽光発電所PR施設設置及び管理規程を次のように定める。
平成二十四年一月二十六日

米倉山太陽光発電所PR施設設置及び管理規程
山梨県公営企業管理者 中澤正徳

第一条 県民に地球温暖化などの環境学習の場を提供し、クリーンエネルギーの普及に（設置）

寄与するため、米倉山太陽光発電所PR施設（以下「PR施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第二条 PR施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 米倉山太陽光発電所PR施設
位置 甲府市

（職員）

第三条 PR施設に管理に必要な職員を置く。

（休館日）

第四条 PR施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）。
- 二 休日の翌日（この日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）。
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、公営企業管理者は、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

（利用時間）

第五条 PR施設の利用時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、公営企業管理者は、利用時間を変更することができる。

（入館の制限等）

第六条 公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 展示品、施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前各号のほか、管理上支障があると認められるとき。

（展示室等の使用の承認等）

第七条 展示室及び屋外施設を使用しようとする者は、公営企業管理者の承認を受けなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の規定により展示室等の利用の承認を受けようとする者が

- 次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。
- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 展示品、施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十一条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

（承認の取消し）

第八条 公営企業管理者は、展示室等を利用する者が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（入館料及び使用料）

第九条 PR施設の入館料及び第七条に係る使用料は、無料とする。

（その他）

第十条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成二十四年一月二十八日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年一月二十六日

山梨県公営企業管理者 中 澤 正 徳

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一電気課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 米倉山太陽光発電所PR施設の管理及び運営に関すること。

附則

この規程は、平成二十四年一月二十八日から施行する。

その他

● 山梨県道路公社公告第八号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十四年一月二十六日

山梨県道路公社理事長 丹 澤 博

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名

平成二十四・二十五年度 富士山有料道路料金徴収業務委託

2 業務場所

南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内 富士山有料道路料金所

3 業務内容

料金徴収業務 一式

4 履行期間

平成二十四年四月一日零時から平成二十六年三月三十一日二十四時まで

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十四年二月二日（木）から平成二十四年二月八日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する、一般競争入札公告及び設計図書等による。

(URL) <http://ollgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

● 山梨県道路公社公告第九号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十四年一月二十六日

山梨県道路公社理事長 丹 澤 博

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名

平成二十四・二十五年度 雁坂トンネル有料道路料金徴収及び監視業務委託

2 業務場所

山梨市三富川浦地内 雁坂トンネル有料道路料金所及び管理事務所

3 業務内容

料金徴収業務 一式

監視業務 一式

4 履行期間

平成二十四年四月一日零時から平成二十六年三月三十一日二十四時まで

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十四年二月二日（木）から平成二十四年二月八日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する、一般競争入札公告及び設計図書等による。

(URL) <http://ollgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

● 山梨県道路公社公告第十号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十四年一月二十六日

富士山有料道路管理事務所長 田 中 茂

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

富士山五合目発電機改修工事（以下「対象工事」という。）

2 工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢富士山五合目地内の四

3 工事概要

電気設備工事 一式

建築工事 一式

4 工期

平成二十四年三月五日から平成二十四年八月三十一日まで

5 予定価格

四千三百九万二千円

二 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

1 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。

2 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項の規定に該当しない者及び同条第二項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてそ

- 5 建設業法に基づく適正な技術者一名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があることをいう。）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。また、入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事と重複の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。
 - 6 IS 9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。
 - 7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - 8 公告の日の六月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
 - 9 公告の日の二年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
 - 10 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成十九年六月二十日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
 - 11 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - 12 公告の日の一月前以降に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点審査項目の法令遵守における一から四までに該当することによる減点分を除いた点数が五十五点以上の者は、参加できる。
 - 13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- 三 総合評価に関する事項
- 1 総合評価の方法

- (一) 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は、百点とする。
評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100、000、000、000
= (標準点 + 加算点) / 入札価格 × 100、000、000、000
 - (二) 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点を加算点として与える。加算点の満点は、個別事項による。
加算点 = (評価点の合計 / 評価点の合計の最高点) × 加算点の満点
 - (三) 技術評価様式 5 1 又は技術評価様式 5 1 及び 5 2 で施工計画の提出を求めるときは、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし入札は無効とする。
- 2 落札者の決定方法
次の要件のすべてを満たす者のうち、三の1によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者として行うことができる。
 - (一) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(二) 評価値が「基準評価値」（標準点 / 予定価格 × 100、000、000、000）を下回らないこと。
 - (三) 入札価格が低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った者は、次の要件を満たしていること。
 - 1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の二分の一を下回らないこと。
 - 2 入札価格が、調査基準価格の八十五パーセントを下回らないこと。
- 3 入札を辞退した者の取扱い
(一) 入札を辞退する者は、個別事項に記載の問い合わせ先に辞退理由書を提出するものとする。
 - (二) 入札を辞退した者の評価は、行わない。
- 4 低入札価格調査の実施
最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査（以

下「調査」という。)を実施する。この場合、入札参加者全員に保留通知書を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。保留通知後、調査基準価格を下回った入札を行った全ての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取った者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して三日(山梨県の休日を含める)を定める条(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を含まない。)以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は、失格とする。

5 施工計画の履行の確保

落札者の提示した施工計画又は技術提案等は、履行を確保するため、契約時の設計図書とみなす。

6 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

調査基準価格を下回る入札を行った者と契約締結する場合は、次の事項を義務付けるものとする。

(一) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し、現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。

(二) 現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼務は、認めないこと。

(三) 次のとおり技術者の配置を行うこと。

(1) 請負金額二千五百万円以上(建築一式工事の場合は、五千万円以上)の工事については、次のいずれかに該当する者は、専任の技術者とは別に、入札参加資格の条件(施工実績は除く。)を満たす同等の技術者を新たに一名、専任で配置すること。

ア 山梨県発注工事で前年度及び当該年度の公告日の前々月末までの間に完成した工事で、七十点未満の工事成績評定を通知された者(共同企業体で実施した工事成績も対象とする。)

イ 前年度及び当該年度の公告日までの間に品質管理、安全管理に関し、指名停止措置要領に基づく指名停止、文書注意を受けた者

(2) 請負金額二千五百万円未満(建築一式工事の場合は、五千万円未満)の工事については、専任の技術者一名を配置すること。

四 設計図書等の配布

1 配布期間

個別事項に記載の配布開始日から締切日まで

2 配布方法

左記によりダウンロードすること。

山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ(以下「ホームページ」)

という。)

(URL) <http://subarune.jp/>

五 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

1 受付期間

個別事項に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は、午後四時三十分までとする。

2 申請方法

電子メールにより申請すること。ただし、電子メールにより申請したことを、個別事項に記載の問い合わせ先担当者(電話連絡し、受信されていることを確認すること)に電子メールによる手続を行う場合は、この方法によるものとする。)

メールアドレス [fujisubarune@tollgate.arena.ne.jp](mailto:fuji.subarune@tollgate.arena.ne.jp)

六 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

2 設計書の内容に関する事項

山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により、個別事項に記載の日までに電子メールで質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して二日後から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。

七 入札参加資格の確認結果通知等

1 入札参加資格確認通知は、行わない。入札参加の確認は、開札後、全ての入札参加者について実施する。

2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページにその理由を付して公開する。

八 苦情申立て

1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

(一) 申立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答する。

2 技術評価の結果に疑義がある場合

(一) 申立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式

<p>十一号により電子メールで質問すること。</p> <p>(二) 回答方法 原則として個別事項に記載の日までに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知する。</p> <p>3 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合 (一) 申立て方法 個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。</p> <p>(二) 回答方法 原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を入札参加者に通知する。</p> <p>4 1から3までの回答の説明にお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から七日目(県の休日を含まない。)の午後五時までに書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、書面は左記に持参すること。</p> <p>山梨県道路公社 道路管理課 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二二六 三三三五</p> <p>5 4の再苦情の申立てがあつた場合は、理事長は、速やかに調査を行うものとする。</p> <p>6 理事長は、調査の結果を踏まえたうえで、調査の完了した日の翌日から起算して七日(県の休日を含まない。)以内に、その結果を申立てを行った者に回答する。</p> <p>九 入札等の日時及び場所 1 入札及び開札の日時及び場所 (一) 日時 個別事項に記載のとおり (二) 場所 山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所 南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号</p> <p>2 落札者決定日 個別事項に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。</p> <p>十 入札手続等 1 低入札価格調査制度 適用する。 2 現場説明会等 現場説明会及びヒアリングは、行わない。</p>	<p>3 入札方法 (一) 入札書は、持参すること。 (二) 入札時には、身分を証明する物を持参すること。また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。 (三) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>4 入札の無効 この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。</p> <p>5 近接工事との重複落札の禁止 個別事項の近接工事に記載のある場合には、次の(一)又は(二)に該当する者は、近接工事と対象工事を重複して落札することはできない。 (一) 近接工事を施工中又は落札した者(共同企業体又は共同企業体の構成員を含む。)は、対象工事の入札に参加することができない。ただし、入札参加資格申請締切日までに完成引渡済みの場合は、この限りでない。 (二) 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した者が行ったその後に関連する工事の入札は、無効とする。</p> <p>6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無し</p> <p>7 入札執行回数は、一回とする。</p> <p>8 入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は、本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については、明細書又は単価表を添付すること。</p> <p>9 開札 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない山梨県道路公社の職員に立ち会わせるものとする。</p>
--	---

10 契約の確定

(一) 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）に定める建設工事請負契約書を準用して作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

十一 入札保証金
免除する。

十二 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

十三 支払条件

1 前金払

適用する。金額は、契約金額の四割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内）とし、一万円未満の端数は、切り捨てる。

2 中間前金払

適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の二割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割以内）とし、一万円未満の端数は、切り捨てる。

3 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。山梨県道路公社会計規程第三十一条の規定による。

十四 その他

1 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
2 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。
3 二の七に示した当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(一)又は(二)に該当する者である。

(一) 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者

(二) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領を準用し指名停止を行うことがある。

5 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

6 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

● 山梨県道路公社公告第十一号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十四年一月二十六日

富士山有料道路管理事務所長 田 中 茂

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 富士山有料道路 気象観測機設置工事（以下「対象工事」という。）

2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢富士山地内外

3 工事概要 気象観測機設置工 N＝4箇所

4 工期 平成二十四年二月二十九日から平成二十四年六月二十九日まで

5 予定価格 三千七百四十七万四千五百円

二 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は、当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

1 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参

- 加資格」に記載した要件を満たす者であること。
- 2 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当しない者及び同条第二項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 5 建設業法に基づき適正な技術者一名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があることという。）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。また、入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事と重複の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。
- 6 IS 9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。
- 7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 8 公告の日の六月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 9 公告の日の二年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- 10 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成十九年六月二十日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- 11 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- 12 公告の日の一月前以降に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点調査項目の法令遵守における一から四までに該当することによる減点分を除いた点数が五十五点以上の者は、参加できる。
 - 13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- 三 総合評価に関する事項
- 1 総合評価の方法
 - (一) 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は、百点とする。
評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100、000、000
 - (二) 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点を加算点として与える。加算点の満点は、個別事項による。
加算点 = (評価点の合計 / 評価点の合計の最高点) × 加算点の満点
 - (三) 技術評価様式 5 1 又は技術評価様式 5 1 及び 5 2 で施工計画の提出を求める場合において、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし入札は無効とする。
- 2 落札者の決定方法
 - 次の要件のすべてを満たす者のうち、三の一によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、最高評価値者の入札価格によつては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
 - (一) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (二) 評価値が「基準評価値」（標準点 / 予定価格 × 100、000、000）を下回らないこと。
 - (三) 入札価格が低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った者は、次の要件を満たしていること。

- (三) 1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の二分の一を下回らないこと。
- (三) 2 入札価格が、調査基準価格の八十五パーセントを下回らないこと。
- 3 入札を辞退した者の取扱い
 - (一) 入札を辞退する者は、個別事項に記載の問い合わせ先に辞退理由書を提出するものとする。
 - (二) 入札を辞退した者の評価は、行わない。
- 4 低入札価格調査の実施
 - (一) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する。この場合、入札参加者全員に保留通知書を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。保留通知後、調査基準価格を下回った入札を行った全ての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取った者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して三日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は、失格とする。
 - (二) 施工計画の履行の確保
 - 1 落札者の提示した施工計画又は技術提案等は、履行を確保するため、契約時の設計図書とみなす。
 - 2 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置
 - 6 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置
 - 1 調査基準価格を下回る入札を行った者と契約締結する場合は、次の事項を義務付けるものとする。
 - (一) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し、現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。
 - (二) 現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこと。
 - (三) 次のとおり技術者の配置を行うこと。
 - (1) 請負金額二千五百万円以上（建築一式工事の場合は、五千万円以上）の工事については、次のいずれかに該当する者は、専任の技術者とは別に、入札参加資格の条件（施工実績は除く。）を満たす同等の技術者を新たに一名、専任で配置すること。
 - ア 山梨県発注工事で前年度及び当該年度の公告日の前々月末までの間に完成した工事で、七十点未満の工事成績評定を通知された者（共同企業体で実施した工事成績も対象とする。）
 - イ 前年度及び当該年度の公告日までの間に品質管理、安全管理に関し、指名

- 四 設計図書等の配布
 - 1 配布期間
 - (2) 請負金額二千五百万円未満（建築一式工事の場合は、五千万円未満）の工事については、専任の技術者一名を配置すること。
 - 2 配布方法
 - 1 左記によりダウンロードすること。
 - 2 山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ（以下「ホームページ」という。）
(URL) <http://subarune.jp/>
- 五 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法
 - 1 受付期間
 - 1 個別事項に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
 - 2 申請方法
 - 1 電子メールにより申請すること。ただし、電子メールにより申請したことを、個別事項に記載の問い合わせ先担当者へ電話連絡し、受信されていることを確認すること（以下電子メールによる手続を行う場合は、この方法によるものとする。）。
 - 2 メールアドレス fuji-subarune@colligate.arena.ne.jp
- 六 問い合わせ先
 - 1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項
 - 1 個別事項に記載のとおり
 - 2 設計書の内容に関する事項
 - 1 山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により、個別事項に記載の日までに電子メールで質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して二日後から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。
 - 2 入札参加資格の確認結果通知等
 - 1 入札参加資格確認通知は、行わない。入札参加の確認は、開札後、全ての入札参加業者について実施する。
 - 2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページにその理由を付して公開する。
- 八 苦情申立て
 - 1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認められた理由について

<p>て詳細な説明を求める場合</p> <p>(一) 申立て方法 個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。</p> <p>(二) 回答方法 原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答する。</p> <p>2 技術評価の結果に疑義がある場合 申立て方法 (一) 個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。</p> <p>(二) 回答方法 原則として個別事項に記載の日までに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知する。</p> <p>3 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合 申立て方法 (一) 個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。</p> <p>(二) 回答方法 原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を入札参加者に通知する。</p> <p>4 1 から3までの回答の説明なお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から七日目（県の休日を含まない。）の午後五時までに書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、書面は左記に持参すること。</p> <p>山梨県道路公社 道路管理課 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二二六 三三三五</p> <p>5 4の再苦情の申立てがあった場合は、理事長は、速やかに調査を行うものとする。</p> <p>6 理事長は、調査の結果を踏まえたうえで、調査の完了した日の翌日から起算して七日（県の休日を含まない。）以内に、その結果を申立てを行った者に回答する。</p> <p>九 入札等の日時及び場所 1 入札及び開札の日時及び場所 (一) 日時 個別事項に記載のとおり</p>	<p>(二) 場所 山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所 南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号</p> <p>2 落札者決定日 個別事項に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。</p> <p>十 入札手続等</p> <p>1 低入札価格調査制度 適用する。</p> <p>2 現場説明会等 現場説明会及びヒアリングは、行わない。</p> <p>3 入札方法 入札書は、持参すること。</p> <p>(一)(-) 入札時には、身分を証明する物を持参すること。また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。</p> <p>(三) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>4 入札の無効 この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。</p> <p>5 近接工事との重複落札の禁止 個別事項の近接工事に記載のある場合には、次の(一)又は(二)に該当する者は、近接工事と対象工事を重複して落札することはできない。</p> <p>(一) 近接工事を施工中又は落札した者、共同企業体又は共同企業体の構成員を含む。は、対象工事の入札に参加することができない。ただし、入札参加資格申請締切日までに完成引渡済みの場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した者が行ったその後に関連する他の工事の入札は、無効とする。</p> <p>6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意</p>
---	---

契約により締結する予定の有無
無し

7 入札執行回数は、一回とする。

8 入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は、本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については、明細書又は単価表を添付すること。

9 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない山梨県道路公社の職員に立ち会わせるものとする。

10 契約の確定

(一) 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）に定める建設工事請負契約書を準用して作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

十一 入札保証金
免除する。

十二 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

十三 支払条件

1 前金払

適用する。金額は、契約金額の四割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内）とし、一万円未満の端数は、切り捨てる。

2 中間前金払

適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の二割

以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割以内）とし、一万円未満の端数は、切り捨てる。

3 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。山梨県道路公社会計規程第三十一条の規定による。

十四 その他

1 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

2 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。

3 二の七に示した当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(一)又は(二)に該当する者である。

(一) 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者

(二) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領を準用し指名停止を行うことがある。

5 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

6 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番